

別紙3 再認定の審査基準

岡山県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第4の3に規定する再認定の審査基準は、別紙2の基準を満たすものとする。

ただし、従前の実施計画において、環境負荷低減事業活動の取組面積等の実績が目標を達成していない場合は、「未達成の具体的な原因」の記載をもって、以後の計画達成の可能性を検討し、実施計画の再認定の可否を判断するものとする。なお、未達成の原因が当該申請者等の取組意欲の欠如や技術的能力の大幅な不足等にあると判断する場合は、実施計画を再認定することができない。

※「未達成の具体的な原因」の記載は別記様式第2-1号、第2-2号、第4-1号、第4-2号、第6号の各号の3の（3）環境負荷低減事業活動の推進方向欄に記載すること。